

租税法務学会第18回

裁決事例研究

テ - マ 所得税「船舶のリースによる所得」
裁決事例集第67集165頁事例12
平成16年3月30日裁決

日時 平成 17年9月10日(土)

会場 専修大学神田校舎1号館 202教室

発表者 税理士 向山裕純

研究 本件判決に反対、

(1)任意組合方式の投資形態を租税回避と判断し「事実認定に関する実質主義」理論に反対する。

1. 名古屋国税不服審判所（以下「本件審判所」という。）は、民法上の任意組合が行った船舶賃貸事業の利益や損失が出資者に分配された場合に、船舶のリースに係り分配された損益は不動産所得に該当せずにより船舶の最終売買経済的成果と課税関係が発生すると審判したが、事実認定に関する実質主義」との、またしても課税庁の独自見解を本件審判所も支持した。本件審判所は「租税負担減少という効果のみを企画する本当のねらいである租税回避が大きな目的商品」とした。その後の航空機リース判決（名古屋地裁2004.10.28判決）および同航空機リース判決（津地裁2005.4.19判決）では、ともに納税者勝訴となるが、すべてに共通なキーワードは、課税庁側の「事実認定に関する実質主義」理論展開であつた。
2. 本件審判所は、この投資取引は複数の法形式が組み合わされて一体となったもので、船舶賃貸事業の部分だけを取り出して経済的成果があるとするには重大な疑問があるとし、船舶の売買収入により経済的成果が確定するこの形態の取引においては、船舶の売買が行われる取引終期まで課税関係も発生しないので、課税当局の更正処分を適法と審判した。
3. 本件審判所は、「その売買が担保目的で行われたにすぎない場合には、売買という法形式は、整えられており、所有権は、売り主から買い主に移転されるし、所有権移転の不動産登記が経由されれば、租税関係にあっても固定資産税が買い主の負担に帰する場面が発生することとなるものの、この法形式の当事者は、担保権が実行されて清算手続が現実化するまでは（ちなみに、経済社会では、契約時に双方ともに担保権実行の現実化がほとんどであり得ないと予測している場合が、少なくない。）売買という法形式に通常伴う経済効果を実現させる意図を欠いており、また、その効果として現にその経済効果も生じないことから、売買という法形式に基づく実質的な経済的成果は、生じていないと理解することが出来る。したがって、担保目的の売買がされただけでは、いまだ所得税法第33条（譲渡所得）第1項所定の「資産の譲渡による所得」が発生してないと説明することが可能である。」（P.15 参照）
4. 本件船舶賃貸事業なるものについては私法行為の法形式が整えられているため、上記特段の事情がない限り、その法形式に伴う経済的成果が発生したと推定すべきであるので、その特段の事情があるかどうかについて、本件証拠資料を精査して検討してみると、以下のとおり判断され、本件においては、本件事業の一部である本件船舶賃貸事業なるものに関しては、請求人との関係において実質的な経済的成果が発生していないと認めるべき特段の事情があると認定することができるから、本件船舶賃貸事業に係る損益を、請求人の所得税法第26条第1項所定の不動産所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入することはできないし、また、本件商品の購入又は投

資システムへの投資に係る損益は、本件事業の終了に伴い確定するものであるから、本件各年分においては、それに係る利得も損失も発生していないというべきである。
(P.15 参照)

4. 組合方式の投資形態で投資家から資金を集め、その出資比率に応じて、収益・及び費用を認識するこの形態の取引は、所得を大きく圧縮し税負担を軽減できる商品であることをうたっており、**租税回避が大きな目的**とされている。

5. 民法上の任意組合を用いた出資形態

本件、不動産所得を有する出資者が組合員となっている民法により規定された任意組合から、船舶の賃貸事業にかかり組合員に分配された損益。
この組合員に分配された損益が、所得税法第26条「不動産所得」第1項に規定する不動産所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に該当するか否かが争点となっている。

6. 民法及び所得税の条文（新法）

民法

第667条（組合契約）

組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することに by つて、その効力を生ずる。

出資は、労務をその目的とすることをができる。

第668条（組合財産の共有）

各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

第674条（組合員の損益分配の割合）

当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

利益又は損失についてのみ分配の割合を定めるときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

所得税法26条

不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項におい

て「不動産等」という。)の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。)による所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

7. 組合契約は、有償・双務・諾成契約となる。同時履行の抗弁権、危険負担・解除・担保責任などの適用がない。

8. 組合投資組合の船舶賃貸事業の検証

1) この投資におけるシステムは、まず、出資者が民法上の任意組合に出資をし、投資商品であるパナマ船籍の船舶の共有持分を購入。一方、組合はケイマン諸島にリミテッド・パートナーシップ(有限責任組合)をつくり、パナマ船籍の船舶を現物出資。そして、そのパートナーシップを通して裸用船の形態(船主が船舶のみを用船者に貸与)でその船舶をパナマ共和国の現地法人に賃貸し、船舶の賃貸事業終了後に船舶は売却するというもの。実際に、出資者は船舶の共有持分を買い受け、組合に参加し、ケイマン諸島のパートナーシップと用船者(船舶の貸借者)との間で裸用船契約を締結したことを示す文書も作成されている。

2) 本件審判所は、この裸用船契約と船舶の売買について、

用船契約期間は15年だが、用船条件は10年間のみ確定条件で、10年後の金融情勢及び用船市場によりその条件を見直し、残り5年間用船を継続すること、

オプションとされている船舶の売買が用船者との間で行われた場合、売却収入は任意組合を経由して出資者に配分されること、

11年目～15年目の用船継続期間中であっても、用船者の同意を得ればリミテッド・パートナーシップは用船の中古市場で船舶を売却することができること、

用船契約終了後(15年後)は船舶を中古市場で一括売却し、その売却収入は任意組合を経由して出資者に配分されること、等が定められている

3) この投資システムは、船舶の賃貸と売買がセットであり、出資金の回収と船舶売却後の最終損益分配の点から、船舶賃貸事業と売却収入を切り離しては成立しないことを指摘。

4) 出資者は出資後に、船舶賃貸業に係る一連の取引に携わることはないので、取引行為の主体から離脱しており、出資者の地位ないし権能は、取引全体から得られる投資効

果だけを目的としているに過ぎず、この出資が出資額を限度とした範囲内でしか責任とリスクを負わない構造になっていることも指摘している。

- 5) この投資システムに係る船舶取引については、多くの法人又は組合が関与しているとしながらも、船舶の譲渡と貸戻しとが一体の取引である、いわゆる「セール・アンド・リースバック取引」（借り手が所有している資産をいったん貸し手に売却した後に、貸し手から借り手がその資産をリース物件としてリースを受ける取引）であるとの見解も示されている。
- 6) そして、これらの理由により、この投資取引は、複数の法形式を組み合わせで一体とした金融を目的とした投資取引であり、船舶賃貸事業だけを取り出して所得税法上の利得又は損失の根拠となる経済的成果があるというには重大な疑問があるというべきとの判断が示されている。
- 7) この投資システムに係る取引は、事業の一部を切り離した場合には、船舶の賃貸事業は成立しない一方で、実質的に出資者には事業に参加する機会や出資に係るリスク負担が無いとされており、最終的に行われる船舶の売買の収入金額から出資資金が回収されて、収益の分配による経済的成果を受ける商品と位置付けている。
- 8) この出資取引においては、船舶の売買収入を加えてようやく事業全体に係る損益がプラスに転じるため、船舶賃貸事業そのものには、船舶の賃貸借という法形式に伴う実質的な経済的成果が発生していないと認められる。よって、この商品の経済的成果は、船舶の売買収入が発生する終期に確定することを意味していることから、それまでの期間においては一切の課税関係が発生していないこととなり、課税当局の更正処分が適法と認められている。
- 9) 上記取引終期まで課税関係は発生しない理由は、組合契約を否定して6)、7)、8)の判断したのは、課税庁の更正処分が適法として支持されるためには、本件請求人らが参加した組合契約を自体の私法上の効力又はその存在を否定することが必要である。

10) 投資システムに係る取引を、理屈を付けて分断し、（民法上の組合の成立を否定する税法上の論理を、船舶の最終売買経済的成果と課税関係が発生する）航空機リ - ス判決の組合契約を否定することは、名古屋地裁（2004.10.28）（以下「本件判決」という。）の課税庁主張の「事実認定に関する実質主義」と同根と推定される。

11) 本件判決は、租税の軽減のための行為という要素がことさら取り上げ、**実質課税の大儀のもとで容易な事実認定により納税者の採用した法形式を否定する課税処分に警告を鳴らす判決という意味**できわめて意義のある判決（中央大学 大淵博義 MJS 平成16年11月・航空機リ - ス課税で初めての私法判断）（以下「大淵論文」という。）と論評されている。

私も同感である。その後津地裁（2005.4.19）及び静岡地裁（2005.7.）航空機リ - ス事業の経済的合理性を認める判決がだされた。

（2）その後の国側の対応

平成 17 年度税制改正に関する答申で、「組合事業に関する租税回避の防止」として、航空機等リース事業（俗称「レバ刺し」という。）を活用した個人（所得税）及び法人（法人税）による節税対策封じを発表し法制化を行った。

裁判に負けて情勢が悪くなったから慌てて手当てしたのでは、と言う見方もあるが、組合契約を絡めた節税については、かねてより政府税調の論議で問題視されていたし、答申の骨格ができたのは、判決前である。結果、平成 17 年度税制改正では、「不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員の、民法組合等に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失については、なかったものとみなす」とされた。

また、法人投資家に関しては、「民法組合、匿名組合等の法人組合員の組合損失については、

- イ 組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価額とされている時は、その法人組合員に帰属すべき組合損失のうち出資金額を超える部分は、損金算入しない。
- ロ 組合事業に係る収益を保証する組合が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属すべき組合損失の全額を損金の額に算入しない」とした。

本件判決の控訴審は、一審判決から丸 1 年後の平成 17 年 10 月 27 日となる。

控訴審も一審を支持されると予測される。仮に国税当局敗訴となれば、果たして国は、最高裁まで戦うのか。判決より 2 週間以内に上告しなければ、裁判は、自動確定する。

他の「レバ刺し」事案は、まだ 100 件以上あるとされている。レバレジドリース節税は、投資組合による事業という性格上、同じ組合員であれば、事業内容は、ほぼ同じである。これらが、こぞって訴訟を起こしたら、そのうちの 1 件が投資家勝訴となれば、ほかの同様の裁判でも同様の結果となろう。

「レバ刺し」の裁判は、まだ 1 件も確定していない。裁判確定は、平成 17 年 11 月上旬だろう。

この改正法の適用は組合員が個人の場合、平成 18 年分以後の所得税からとされている（平成 19 年の確定申告期から）。また、法人が組合員の場合は、法人が出資したと計算される金額を超える部分の組合損失については、損金の額に算入されないこととされている。

法人の適用は 4 月 1 日以後に締結される組合契約についてからとされるが、既存の組合であっても、平成 17 年 4 月 1 日以後に新規に組合に参加する組合員は、この規制の対象となるので注意が必要となる。

(3) 租税回避行為と租税法律主義(松沢・租税実体法 P 21 ~ 22)との関係を、大淵論文を引用して検討する。

1. 同族会社とその株主等の取引については、これを認容した場合に法人税・所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、これを否認して更正又は、決定を行うことが出来る旨の規定(同族会社の行為計算否認規定、所得税第157条1項・法人税第132条・相続税64条1項・地方税72条の43)がある。
2. 法人組織再編成に係る行為又は計算で、これを認容した場合に法人税・所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、これを否認して更正又は、決定を行うことが出来る旨の規定(法人税第132条の2、所得税第152条3項・相続税第64条3項・地方税72条の43の2)。
3. 連結法人の行為又は計算で、これを認容した場合に法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、これを否認して更正又は、決定を行うことが出来る旨の規定(法人税第132条の3)がある。
4. かなりの数の個別否認規定がある。例えば、所得税法は、建物の所有を目的とする地上権の設定をしたことに伴い、通常の場合の金銭の貸付の条件に比し、特に有利な条件による金銭の貸付その他特別の経済的利益を受けた場合は、当該貸付を受けることによる特別の利益その他特別の経済的利益の額は、権利金に含めるものとして、権利金の額がその土地の価額の10分の5を超えるときは、それを譲渡所得として課税する旨をさだめている。(所得税33条1項かっこ、所得令79.80条)これは、租税回避に対処する規定である。
5. そのほかには、所得税関係では、租税回避行為を否認する規定はない。否認規定がない場合にも否認がみとめられるかどうか問題である。最高裁の判断は、まだ示されていないが下級審の裁判例は、分かれるが租税法律主義のもとで、法律の根拠なしに当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に、しきなおしそれに対応する課税要件が充足されたものとして取り扱う権限を租税行政庁に認めるのは、困難である。(同旨 東京高裁平成11年6月21日、月報47巻1号184頁・相互売買か交換か)(租税法 第10版 金子宏P129~130)として否定的である。
6. 要するに課税庁は、租税正義の視座より「法律改正を要する」のであれば、早期の税法改正により対処すべきである。そのことが、納税者の予測可能性と法的安定という憲法上の租税法律主義の要請に応え「調査、広報、相談、指導」の基本的コンセプトの税務行政のさらなる信頼が、醸成される。本件取引が、平成17年度の税制改正により明確になったことは、よかった。ただし遅すぎた。
7. 納税者(本件組合契約を締結した組合員という法的地位を取得した)の「真の合理的意思とは、下記のことで疑う余地はない。
パス・スル・(構成員)課税により租税負担の減少という経済的效果を合法的に享受できる組合を結成して、
組合事業として船舶又は航空機リ・スを展開を展開ことの経済的合理性を前提として締結したのが当該組合契約

船舶・航空機リースに精通している組合員N社に業務執行組合員に選出し、その業務を一任した。

- 8 . この事実認定の実質主義は、租税負担の軽減のため「真の合理的意思」と異なる法形式を採用した場合に、これを「現実に顕現されている経済的意義に即した真の合理的意思と認められる法形式」に置き換えるもの。
- 9 . 本件船舶・航空機リースは、納税者の採用した組合方式によるリース事業という法形式が、租税負担の減少効果を楽しむことも考慮して法形式として採用されたことが組合員の真の合理的意思であり、その法形式と現実の顕現されている法的効果及び経済的意義とになんら齟齬していない。(大淵論文 p.10)

10 . 本判決は、「動機、意図などの主観的事情により、通常は用いられることのない契約類型であるか否かを判断することを相当とするのではなく、まして、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを根拠に、直ちに通常は用いられることのない契約類型であるか否かを判断することを相当するものでなく、まして税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを根拠に、直ちに通常は用いられることのない契約類型と判断した上税負担を伴うあるいは税負担が思い契約類型こそが当事者の意思であると認定することを許すものではない。」と判示している。まさに、**説示と評価**できる。

11 . **事実認定における実質主義** (経済的観察方法)

事実を専ら法律的に捉え、その法律効果を経済的に評価して、それが、課税要件を充足するかどうかを考える。

(1) 税法上の事実認定と解釈における基本原則 (税法上、私法上の法形式を否定して課税要件の当てはめを行う理論構造)

1) 課税要件事実の認定における実質課税の原則 (事実認定の実質主義) の適用

その法形式を採用した当事者の真の合理的意思を探求して、表面上の法形式を否定して真の合理的意思に基づき課税関係を決定する。

選択した外形上の法形式とその経済的意義とが乖離している場合にその経済的意義に即した法形式に置き換えて税法上の課税要件規定に当てはめて課税関係を、形成すること。

最近の裁判事例

イ、岩瀬事件 相互売買による代金相殺決済を補足金付交換契約と認定した事例 一審 東京地裁平成10年5月23日判決 (更正・適法)

控訴審 東京高裁平成11年6月21日判決 (更正違法・取消)

上告不受理 平成15年6月13日 (納税者・勝訴確定)

ロ．興銀事件 採用した解除条件付債権放棄を税務上否認に当たり、停止条件付債権放棄と認定して、貸倒損失を否認して貸付金を資産計上した。

一審 東京地裁平成13年3月2日判決（納税者 勝訴）

貸倒損失認容、解除条件付債権放棄を税務上、停止条件付債権放棄と認定するという被告主張を、「採るに たらぬ主張」とした。

控訴審 東京高裁平成14年3月14日判決（納税者 敗訴）

債務額の40%の財産がある。回収可能と認定。解除条件付債権放棄の私法上の効力は、生じているが（貸付金は、消滅しているが、）税法上の損失の計上時期は、解除条件の成就が不確定であるから、平成8年3月期に貸倒損失を計上することは、出来ない。翌期に貸倒損失は、確定すると認定した。

最高裁 平成14年12月6日判決

八、航空機リース事件（名古屋地裁平成10年10月28日判決）

任意組合の成立を否認し「利益分配契約」と認定した事例

二、映画フィルムリース事件（大阪地裁平成10年10月16日・大阪高裁平成12年1月18日）

任意組合の映画フィルム所有者としての権利を有さない実態の契約であるとしてフィルムの減価償却費の計上を否認した事例

2) 税法解釈における実質主義（経済的観測方法）

課税の対象たる所得は、もともと経済上の観念であるから、税法の解釈に際しても、法文の文書にとらわれることなく、法の目的なり意思なりを探求し、税負担の公平を図るため、経済的意義及び実質に北して判断し課税する。課税庁が、フクシヨンを構築して課税することにもつながる。

真実意図した法律行為が仮装されて、真意に基づかない法形式を採用した場合の否認（仮装行為の否認）

採用した法形式による法律的、経済的効果が、当該行為により発生する成果とは異なるということを当事者が、認識し意図して行った場合であるから、真実の法形式に置き換えて、税法上の課税要件の当てはめを行うこと。

裁判例

イ．アルゼ事件 事実認定の不備により課税庁敗訴

ロ．東京海上損害保険会社の課税事件

12. 租税回避行為と租税法律主義との関係（同族会社の行為計算の否認規定の適用）

税法解釈における実質主義に関連して、租税回避行為を一般的に否認しようという考え方と、租税法律主義を厳格に解する立場から租税回避行為の否認のための特別な規定がなければ否認出来ないという立場との対立関係をどう理解するか。結局「同族会社の行為計算否認規定」の本質をどう理解するかということだ。（租税実体法メモ山下学教授）

法形式（事実）に基づく私法上の法的成果自体を事実として否定するものでなく租税負担の実質的公平を図るという税法固有の要請から、私法上採用された不自然・不合理な法形式を通常の法形式に置き換えて（犠牲して）、税法上の課税要件のあてはめを行うというものである。

裁判例

イ、旺文社事件（東京高裁2004.01.28判決）

有利発行による第三者割り当てによる既存株主の持分割合の減少による株式の経済価値の損失を、法人税法第132条により否認して、譲渡収益を認識して寄付金課税した事例。

ロ、司法書士事件（最高裁平成16年11月26日判決）

司法書士の同族会社に対する外注費の支払が、過大として所得税法第157条により否認した事例。

一審 敗訴

控訴審 勝訴

最高裁 上告棄却（納税者 勝訴確定）

ハ、地上権設定を否認した事件

相続税法第64条により、駐車場の構築物の敷地として設定した地上権を賃借権と認定した事例。

二、イ及びロは、私法上の外形上の法形式を否定する点が共通である。

ホ、ハは、私法上の事実を否定するのではなく、税法上の通常の行為に置き換える。

(4) 参考判決 その1. 名古屋地裁 航空機リースにかかる訴訟で納税者を支持

不動産所得にかかる損益通算の経済的合理性を認める投資による組合契約を民法上の組合に当たると判断

1. 個人投資家の投資にかかる航空機リース事業の事業形態と所得区分が争点となった訴訟で、名古屋地裁は、納税者の主張を支持し、課税当局の更正処分を取り消す判決を行った。(平成16年10月28日言渡し・平成15年(行ウ)第26ないし第31号)
2. これは、航空機リース事業を行う民法上の組合への投資に対する分配を不動産所得として、減価償却費等を必要経費に計上し所得税の確定申告を行った投資家に対して、課税当局がその投資契約は民法上の組合契約ではなく利益配当契約であり、航空機リースによる所得も雑所得と判断し損益通算を認めなかったため争われた事案。
3. 名古屋地方裁判所の加藤幸雄裁判長は、争点となった組合は民法上の組合に当たると判断するのが相当であり、航空機リース事業による収益も不動産所得に区分されるのは明らかとした。また、損益通算を考慮して事業計画を策定することに経済的合理性があるともし、課税当局の主張を退けている。
5. 問題となった投資契約は、個人投資家からの出資金と金融機関からの借入金により、航空機を所有する会社から航空機1機を購入し、この航空機を航空会社にリースする。そして、そのリース料収入を金融機関からの借入金の元本・利子の返済に充て、残余分を投資した組合員に分配していく。
6. また、リース期間終了後にはその航空機を売却し、売却代金を金融機関からの借入金の残額の返済に充て、その残余分は投資した組合員に分配する契約になっている。
7. 課税当局は、この投資をした投資家には航空機の賃貸や売買などの専門的知識や経験が無いことや、投資家相互の面識がないこと等から、投資組合契約に共同事業性が認められず、また、投資家からの出資金を運用して運用益を分配すること等から、この契約関係は、民法上の組合契約ではなく、利益配当契約であり、所得税を減少させるために、外観上、航空機リース事業を共同事業とする民法上の組合形式を整えたものに過ぎないと判断した。
8. 所得区分についても、借入金利息及び減価償却費の合計額がリース料収入を上回って、収益の分配を行うことができない場合でも、現金の出資割合に応じて分配されており、このような営業の利益の有無にかかわらず分配された所得は、雑所得に当たるとした。
9. 民法上の組合の外形を作出することによって、一般組合員の出資総額を大幅に上回る多額の借入金利息費用と巨額の減価償却費を「創出」し、他の所得と損益通算することによって利益を享受する課税上の利益を売り物にした商品と課税当局は位置付けている。
10. 名古屋地裁の加藤裁判長は判決のなかで、民法上の組合契約の成立要件について、
2人以上の当事者の存在、 各当事者が出資することを合意したこと、 各当事者が共同の事業を営むことについて合意したことが必要な要件であるとし、今回問題とされた投資契約における組合について、複数の投資家が共同で出資している

こと、また、民法においては組合契約をもって業務の執行を特定の者に委任することを認めていること等から、民法上の組合契約の成立要件を充足しているとした。そして、これとは契約類型の異なる利益配当契約と認めることはできないとした。

11. 航空機リースにかかる所得区分については、民法上の組合であることを前提に、利益と損失が原則として出資に応じて分配されること等から、出資した組合員が実質上の帰属主体であり、分配された利益と損失は組合員の個人所得として課税されるもので、その所得区分は組合の事業内容によって定まるとした。
12. 所得税法、所得税法基本通達では、航空機の貸付けに係る所得はよう船契約に係る所得に準ずるとされ不動産所に該当するが、今回の判決においても、不動産所得に区分されることは明らかとしている。

13. 所得税法基本通達 26 - 3 よう船契約に係る所得

いわゆる **はだか** よう船契約に係る所得は、[法第 26 条第 1 項](#) に規定する船舶の貸付けによる所得に該当し、船員とともに利用させるいわゆる定期よう船契約又は航海よう船契約に係る所得は、事業所得又は雑所得に該当する。航空機の貸付けに係る所得についても、これに準ずる。

14. 損益通算を考慮した事業は合理的

判決では、損益通算の経済的合理性も認めている。航空機は継続的に使用されることによってその資産価値が減少していくので、減価償却を行う必要があることは会計理論的にも明らかなこと、また、[所得税法 69 条](#) で不動産所得、山林所得、譲渡所得、事業所得で生じた損失を他の所得の金額から控除できること、がその理由に挙げられている。

その上で、合理的経済人が、減価償却費と損益通算による所得の減少を考慮して、事業計画を策定することは、ごく自然であり、経済的合理性を欠くとした課税当局の主張も退けた。

[所得税法第 69 条](#) 損益通算

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

参考判決その 2 津地裁も航空機リース事業の経済的合理性を認める判決

1. 個人投資を募った民法上の組合が、組合の航空機リース事業から生じた減価償却費等を投資家に分配し、それを投資家が個人所得の損益通算に用いて行った「節税」の可否をめくり争われた訴訟で、津地裁は課税当局の行った更正処分を取り消し、納税者を支持する判決を行った（平成15年（行ウ）第16号ないし18号、平成17年4月19日判決言渡）。
2. 訴訟となった投資契約は、個人投資家から募った出資金と金融機関からの借入金により、航空機1機を購入。それを航空会社にリースして、そのリース料収入を金融機関からの借入金の元本・利子の返済に充て、航空機の減価償却費等から生じる組合の損失を組合員である投資家に分配。投資家はそれを他の個人所得と損益通算して節税を行う。
3. そして、リース期間終了後にその航空機を売却し、売却代金を金融機関の借入金残額の返済に充て、その残余分を投資した組合員に分配し、利益が出る仕組みになっている。

4. 判決では名古屋地裁の判断を踏襲

津地方裁判所の内田計一裁判長は、主な争点となった

事業内容と経済的合理性、 組合契約が民法上の契約か否か、 組合契約が匿名組合ないし民法上の組合契約と認められたとしても、事業に係る収益は雑所得に当たるか、について、

一定の経済的メリットを達成する上で、複数の法形式が考えられる場合に、税制上のメリットを考慮してその選択を行うこと自体は、何ら異常、不当なことではないとし、組合事業が経済的合理性を欠くとはいえない、

民法上の組合契約の成立要件を充足しており、民法上の組合に当たると判断するのが相当

民法上の組合である組合が行う事業による収益が不動産所得に区分されることは明らかとして納税者の主張を容認しており、名古屋地裁の判断を追認したものとなっている。